

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等  
(個人)

黄色塗の部分については基本的に記載が必要  
(記載省略の場合は除く)

農家要件として150日  
以上の日数が必要

整理番号		氏名又は名称	農地 耕作	年齢	45	農作業従事日数	250		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
			世帯員	農業従事者	雇用労働力 (年間延べ労働日数)				
農地	10,000	農地	100,000 (〇〇市 80,000、 ××町 20,000)	主たる従事者	1人	240人日	必要農機で所有が無い場合は()書きでリースや共同利用等と記載	トラクター	1
採草放牧地		水稻	3人	その他の従事者				田植え機	1
その他		野菜		主として農業に従事する者	1人			コンバイン (リース)	1
農作業に従事する者の配置の状況 (G)								賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転し	
市町村	氏名	住所、拠点となる場所等	ようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)						
〇〇市 ××町	農地 耕作 園芸 太郎	〇〇市 〇〇市	影響は見込まれない						
記載等の省略 (I)									
<input type="checkbox"/> 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、「農作業従事日数」、B、D、E、F、G及びHを省略する。(機構法施行規則第12条第3項第1号)									
<input type="checkbox"/> 地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第12条第3項第4号の要件を備えると農業委員会が認めたため、「農作業従事日数」、B、D、E、F、G及びHを省略する。									

各筆明細の合計面積と合っているか  
(複数の明細書をまとめた場合、  
まとめた合計に違いはないか)

転貸人当人も含む

世帯員以上の人数となっていないか  
世帯員以外は雇用労働力に記載

複数市町村にまたがっていない場合、市町村欄に以下のとおり記載することで省略可  
「B欄に係る土地が1市(町村)のため記載省略」

記載漏れが多い

(記載注意)

- 賃借権の... 各種記載を省略する場合はチェックを忘れずに
- (A)欄は、... 混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。
- (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上(自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者)を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

- 5 (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。
- 6 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(農地所有適格法人)

黄色塗の部分については基本的に記載が必要  
(記載省略の場合は除く)

整理番号	農地所有適格法人の名称		農事組合法人農地												
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
			事業の種類												
			農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容									
			現在	現在		現在			種類 数量 種類 数量						
			権利取得後	権利取得後		権利取得後									
			水稲												
農地	10,000		農地	200,000 (〇〇市 150,000、 ××町 50,000)		事業の実施状況及び事業計画									
採草放牧地	構成員についてはどちらかの要件が必要 ・当該法人に農地の権利設定 ・当該法人の農業に常時従事(原則 150 日以上)		農業			左記以外の事業									
			3 年前	10,000,000 円	3 年前										
その他			2 年前	10,000,000 円	2 年前										
			1 年前	10,000,000 円	1 年前										
			初年度	11,000,000 円	初年度										
			2 年目	11,000,000 円	2 年目										
			3 年目	11,000,000 円	3 年目										
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)									
氏名・名称	農業関係者	議決権又は株式の数		法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		株式総会	種類株式総会	権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み	
農地 耕作	○	1				250	250		農地 耕作	××市	250	250	200	200	
千葉 農業	○	1				250	250		千葉 農業	〇〇市	250	250	200	200	
雇用労働力 (年間延日数)						480 人日									
農作業に従事する者の配置の状況 (H)						賃借権の設定等を受ける者の権利の取得又は移転しようとする農用地等の周辺の状況 (I)									
市町村		氏名		住所、拠点となる場所等		影響は見込まれない									
〇〇市 ××町		千葉 農業、園芸 太郎 農地 耕作		〇〇市 ××市											
記載等の省略 (J)															
<input type="checkbox"/> 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該機構による権利の設定を行うため、B、F、G、H及びIを省略する。(機構法施行規則第 12 条第 3 項第 1 号)															

売上を記載  
農業関係の売上が過半数以上を占め必要あり

構成員についてはどちらかの要件が必要  
・当該法人に農地の権利設定  
・当該法人の農業に常時従事(原則 150 日以上)

定款及び組員名簿(株主名簿)と記載内容に違いはないか  
氏名、議決権(株数)、住所

役員については以下の要件が必要  
・役員の過半は農業常時従事  
・役員又は重要な使用人のうち 1 人以上が農業に従事(原則 60 日以上)

記載漏れが多い

複数市町村にまたがっていない場合、市町村欄に以下のとおり記載することで省略可  
「B 欄に係る土地が 1 市(町村)のため記載省

過去に公告した他の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、その者に係る定款又は寄附行為の写しについて変更がないため、当該書類を省略する。(機構法施行規則第 12 条第 3 項第 2 号)

市町村等により意見を聴かれた農業委員会が、賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人であると認めたため、C、D、E 及び組合員名簿又は株主名簿若しくは承認会社に関する書類を省略する。(機構法施行規則第 12 条第 3 項第 3 号)

地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第 12 条第 3 項第 4 号の要件を備えると農業委員会が認めたため、B、F、G、H、I 及び定款又は寄附行為の写しを省略する。

(記載注意)

1 賃借権の設定

各種記載を省略する場合はチェックを忘れずに

2 (A)欄は、同

開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。また、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

3 (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載する。

4 (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。

5 (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。

6 (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公告前 3 事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。

7 (D)欄の「氏名・名称」欄には、全ての構成員の氏名又は名称を記載し、法人が農業経営基盤強化促進法第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人である場合にあっては、同法第 16 条の 5 に規定する提携事業者に該当する構成員の氏名又は名称の後に(「提携事業者」と記載する。また、「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。

8 (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあっては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。なお、「種類株式総会」の欄には、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載する。

9 (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

10 (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。

11 (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社にあっては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町村名を記載する。

12 (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

13 (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

14 (H)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、当該する市町村を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。

15 農地所有適格法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号		法人の名称		株式会社農地										
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員の状況 (D)			年間農業従事日数		賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (F)		
					氏名	役職名	住所							前年実績
農地	10,000	農地	200,000 (〇〇市 150,000、 ××町 50,000)	水稻	農地 耕作	代表取締役	××市	250	250	種類	数量	種類	数量	
					千葉 農業	取締役	〇〇市	250	250					
採草放牧地												トラクター	1	
												田植え機	1	
												コンバイン	1	
その他														
複数市町村にまたがっていない場合、市町村欄に以下のとおり記載することで省略可 「B欄に係る土地が1市(町村)のため記載省				雇用労働力(年間延日数)					480 人日					
農作業に従事する者の配置の状況 (G)				賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)					地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (I)					
市町村	氏名		住所地、拠点となる場所等											
〇〇市 ××町	千葉 農業、園芸 太郎 農地 耕作		〇〇市 ××市		影響は見込まれない					地域内農業者であるため役割分担については問題ない				
記載等の省略 (J)														
<input type="checkbox"/> 現に機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行うため、B、D、E、F、G、H及びIを省略する。(機構法施行規則第12条第3項第1号) <input type="checkbox"/> 過去に公告した他の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行うものであり、その者に係る定款又は寄附行為の写しについて変更がないため、当該書類を省略する。(機構法施行規則第12条第3項第2号) <input type="checkbox"/> 地域計画に位置付けられた農業を担う者であり、機構法施行規則第12条第3項第4号の要件を備えると農業委員会が認めたため、B、D、E、F、G、H、I及び定款又は寄附行為の写しを省略する。														

- (記載注意)
- 賃借権の設定等を
  - (A)欄は、同一公
  - (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

定款と記載内容に違いはないか  
氏名、役職、住所

役員の1以上が農業に常時従事  
(原則150日以上)する必要あり

記載漏れが多い

- 4 (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている市町村名を記載する。
- 5 (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- 6 (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合には、市町村別に記載する（隣接市町村などで配置が同じ場合は、当該する市町村を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場合等」は、市町村名を記載する。
- 7 法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は、別紙に記載し、添付する。